

令和5年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議

令和6年3月22日（金）18時30分～

1 関係機関紹介

2 議題

- (1) 堺市における医療的ケア児等支援のための施策について
- (2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修について
- (3) 大阪府医療的ケア児支援センター等について

<資料>

- 資料 1 - 1 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿
- 資料 1 - 2 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 事務局名簿
- 資料 1 - 3 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 設置要綱
- 資料 2 - 1 堺市の事業について
- 資料 3 - 1 令和5年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修 実施要項
- 資料 3 - 2 医療的ケア児等コーディネーター養成研修報告書
- 資料 4 - 1 大阪府医療的ケア児支援センターについて

令和5年度 堺市医療的ケア児等支援連絡会議 出席者名簿

資料1-1

関係機関	出席者	
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	新生児科 副部長 患者支援センター 副センター長	望月 成隆
医療法人輝優会 かがやきクリニック	院長	南條 浩輝
社会医療法人 生長会 ベルランド総合病院	副院長 小児科部長	沖永 剛志
堺市立重症心身障害者（児）支援センター ベルデさかい	名誉センター長	児玉 和夫
堺市立重症心身障害者（児）支援センター ベルデさかい	センター長	中谷 勝利
堺市社会福祉事業団 堺市立第1もず園	園長	岡田 ひろみ
社会医療法人ペガサス ペガサス訪問看護ステーション	管理所長	稲積 眞琴
社会医療法人ペガサス ペガサスレスパイトケアセンター	管理者	山下 由華
社会福祉法人コスモス ふれあいの里かたくら/総合生活支援センターそら	施設長	上之蘭 康
有限会社VIVO VIVO SUPPORT □ペ		小野寺 美雪
特定非営利活動法人 堺市相談支援ネット 総合相談情報センター 西区障害者基幹相談支援センター	センター長	上田 尋子
社会医療法人 同仁会 耳原総合病院	小児科 部長	※欠席のご連絡をいただいています
		藤井 建一
大阪府立堺支援学校	校長	※欠席のご連絡をいただいています
		西浦 由夏

（敬称略）

所属	役職等	氏名	所属	役職等	氏名
健康福祉局 障害福祉部	部長	鷹野 雪保	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課	主幹	尾形 治世子
同 障害支援課	課長	大伴 和子	同 子育て支援部 幼保運営課	主幹	唐谷 和代
同 障害支援課	課長補佐	中野 大介	同 子育て支援部 幼保運営課	主査	中野 朋子
同 障害支援課 在宅福祉サービス係	係長	井上 智博	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課	指導主事	青野 佑哉
同 障害支援課 障害児・発達障害支援係	係長	森 浩敏	同 地域教育支援部 放課後子ども支援課	指導主事	小山 みき
同 障害支援課 生活基盤推進係	係長	柳 千尋	健康福祉局 健康部 保健医療課	保健師	市川 智子
同 障害支援課 生活基盤推進係	主査	渡辺 紘子	同 保健医療課	保健師	松下 文
同 障害支援課 生活基盤推進係	副主査	道浦 由莉			

(敬称略)

（設置）

第1条 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療

を要する状態にある障害児及び重症心身障害児並びにそれらの家族（以下「医療的ケア児等」という。）を地域で支えるに当たり、地域の課題、その対応策等について、医療、福祉、教育等の関係者等から意見を聴取して連絡調整するため、堺市医療的ケア児等支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（連絡調整事項）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- （1）医療的ケア児等の支援に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、その支援体制の推進に関する事項

（構成）

第3条 連絡会議は、次に掲げる者のうち、市長が選任する20人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- （1）医療関係者
- （2）教育関係者
- （3）障害児通所支援関係者
- （4）障害児入所支援関係者
- （5）訪問看護関係者
- （6）相談支援関係者
- （7）医療的ケア児等コーディネーター
- （8）前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（会長）

第4条 連絡会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員がその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、市長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

- （1）堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について意見聴取するとき。
- （2）会議を公開することにより、公正又は円滑な意見聴取が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

（守秘義務）

第7条 連絡会議の構成員は、連絡会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 連絡会議の庶務は、障害支援課において行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、所管部長が定める。

(令和 6 年3月22日時点)

		事 業	内 容 な ど
健康福祉局			
障害福祉部	障害支援課	堺市医療的ケア児等支援連絡会議	医療的ケア児等を地域で支えるため医療、福祉、教育等の関係者から意見を聴取して連絡調整することを目的として会議を実施
		医療的ケア児等コーディネーター養成研修	市内福祉・医療・教委等の関係機関において医療的ケア児等の支援に携わる者方を対象に研修を実施
		大阪府医療的ケア児支援センター関係	大阪府医療的ケア児支援センターにかかる大阪府との連絡調整及び医療的ケア児支援にかかる連携会議への参加
		堺市立重症心身障害者(児) 支援センター	ベルデさかいにおける重症心身障害者（児）の受け入れ （入所、通所、短期入所、外来診療、機能訓練、相談対応）
		堺市立医療型児童発達支援センター	つぼみ園・もず園における医療的ケア児の受け入れ
		堺市重症障害者医療的ケア支援事業	高度な医療的ケアが必要な方を介護している方へのレスパイト支援として、訪問看護ステーションからの看護師の派遣を行う
		日常生活用具の給付	日常生活に支障のある障害者（児）に日常生活がより円滑に行われるための用具を給付 令和5年4月1日から、在宅において常時人工呼吸器を使用している障害者（児）または難病患者を対象に、給付対象用具に「人工呼吸器用外部バッテリー」を追加
		医療的ケアのための加配に対する補助（生活介護事業所、グループホーム）	医療的ケアが必要な方が利用する事業所に対し、一定の要件を満たす場合に支援員・看護師等の加配に対する補助を行う
		医療型短期入所整備促進事業	医療的ケア児等の病院における短期入所利用を促進するために、診療報酬と障害福祉サービスの短期入所に係るサービス報酬との差額分の補助を行う。（大阪府の間接補助）

(令和6年3月22日時点)

		事業	内容など
健康福祉局			
障害福祉部	障害福祉サービス課	児童福祉法に基づく障害児支援、重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定	重心児対応事業所数：11か所（令和6年3月1日時点）
保健所	保健医療課	堺市難病患者支援センター（委託）	小児慢性特定疾病児童・家族向けの学習交流会
子ども青少年局			
子育て支援部	幼保運営課	公立・民間の認定こども園や保育所等の保育施設における医療的ケア児の受け入れ	公立4名、民間19名（令和5年4月1日現在）
	幼保推進課	民間施設を対象とした医療的ケア児加配補助費の助成	障害児通所支援事業所を併設した小規模保育事業所や認定こども園だけでなく、全民間施設を対象として、医療的ケアを実施している看護師雇用費を助成する。
教育委員会事務局			
学校教育部	支援教育課	医療的ケア看護職員配置	堺市立学校園に在籍し、学校園生活を送るうえで日常的に医療的ケアが必要不可欠である幼児児童生徒に対し、教育委員会が看護師資格を有する医療的ケア看護職員を必要に応じて配置する。
		行事参加用車両借り上げ	小中学校支援学級・支援学校在籍の車いすや補装具等を使用する児童生徒が、安全に安心して参加できるよう、車両の借上げや差額の補助を行う。
		宿泊学習における医師及び看護職員の派遣	医療的ケアを必要とする児童生徒が宿泊を伴う学校行事に参加する際に、医師や看護職員の派遣に必要な経費を負担する。

令和5(2023)年11月1日

：さ かい

特集 7



地域でともに過ごす 医療的ケア児



医療的ケア児とは、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰（かくたん）吸引などの医療的ケアを受けることが日常的に必要な児童のことです。市では、医療的ケア児もそうでない子どもと同じ空間

で生活するため、保育所や学校などの環境整備を進めたり、医療的ケア児等コーディネーターを養成したりと医療的ケア児への支援の充実に取り組んでいます。

☎ 障害支援課（☎228-7411 FAX228-8918）

インクルーシブ保育の現場から

一日中、酸素の吸入が必要なNHさんのある一日を紹介

酸素チューブの付け替え
移動用の酸素ボンベから室内用の酸素流量機へ酸素チューブを付け替えます。
保育の内容に応じて適宜、酸素チューブを付け替えます。

全ての子どもの福祉の増進を図ることを目的に、障害の有無や国籍などに関わらず、ともに育つインクルーシブ保育を進めています。その一例として、ベガサス福泉中央こども園を紹介します。



昼食

きざみ食や流動食などそれぞれの園児の身体状況に応じた食事形態で、できる限り他の園児と同じ昼食をとります。



登園

10:00

11:30

13:20



運動会の練習
補助者が酸素ボンベを背負って付き添います。安全にのびのびと過ごせるよう、活動内容に応じてチューブの長さを変更します。



お昼寝
5～10分に1回
状態を確認します。



ベガサス福泉中央こども園の運営法人である、社会福祉法人風の馬理事・田中恭子さん【写真】に話をお聞きしました。

医療的ケア児であることはその子の個性のひとつ
医療的ケアを必要としているのはその子の個性だと思っています。インクルーシブ保育が特別なことだとは思っていません。

ただ、医療的ケア児は健常児よりもリスクがあるので、看護師を常駐させるなど厚い人員配置でリスクを軽減しつつ、医療的ケア児も健常児もみんな一緒に保育を心掛けています。

健常児は優しく、医療的ケア児は活発に

インクルーシブ保育を実践することで、健常児は思いやりや配慮が身に付き、優しくなります。例えば、酸素チューブが保育室の中で伸びている中で健常児は走り回っていても絶対に踏みません。誰も注意しなくても、その子にとって

手足と同じくらい大事なもので、いたずらしてはいけないと健常児も分かっています。
医療的ケア児は同世代の子と関わることで、その子が持っている能力を最大限に伸ばすことにつながっていると思います。刺激をもらい、家にいる時より活発になっているのではないかと思います。

お互いをリスペクトできるように
大人はどうしても障害や医療的ケアが必要であることを気にしてしまうことがあるかと思いますが、子どもはフットです。お互いを尊重するには子どもの頃から一緒に生活することが大事だと思います。

さまざまな支援があります

その他の支援もあります。
詳しくはこちら→



就学支援

障害のある幼児・児童・生徒の就学や教育に関する相談ができます。



☎ 支援教育課
（☎340-2323 FAX228-7421）

障害児通所支援

医療的ケア児が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスなどの制度があります。

☎ 区役所地域福祉課か
保健センター
（☎☎区版1ページ）

医療的ケア児等コーディネーター

保健・医療・福祉・子育て・教育などのサービスを総合的に調整し、関係機関とつなぐ医療的ケア児等コーディネーターを養成し、保育所や訪問看護ステーションなどに配置しています。

☎ 障害支援課

大阪府医療的ケア児支援センター

医療的ケア児に対する相談に応じ、関係機関と連携し、支援につなげます。原則地域の支援機関を通じて相談できます。

☎0725-55-2622

- 開催日程 講義：令和5年10月13日（金）、14日（土）
演習：令和5年10月27日（金）、28日（土）

※ 詳細は資料3-1「令和5年度 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施要項」のとおり
※ 令和4年度より、社会医療法人ペガサスに委託して実施

■受講者について

- ・受講者数 27名（辞退者を除く申込数 27名）
 - ・修了者数 26名（1名欠席）
- 《参考》
- ・令和4年度受講者数 31名 修了者数 30名
 - ・令和元年度～5年度延べ修了者数 114名

■受講者における所属施設等内訳（人）

相談支援事業所等	10
学校園、保育所、こども園等	7
訪問看護事業所等	4
障害児通所支援事業所等	3
保健センター	2
共同生活援助（グループホーム）	1

■研修アンケートについて

- ① 各講義ごとのアンケート・レポート
- 全ての講義・演習において、下記3項目について選択式（4段階）でアンケートを実施。
- 理解度…ほぼすべての項目において、全員が十分もしくは概ね理解が深まったとの回答。
- 有用度…講義については全ての受講者が役立つ、概ね役立つと回答。演習についても9割以上の受講者が役立つと回答し、あとはすべてどちらかというと役立つと回答。
- 難易度…講義については6割弱がやや難しかったと回答、3割弱がやや簡単だったと回答。演習は約7割がやや難しかったと回答、約2割が難しかったと回答。
- ② 全体アンケート（一部抜粋・要約）
- 自分が普段直接かかわることの少ない分野についてその仕事の内容や役割について知る機会になった/日々取り組んでいることでもあらたに見直す機会となった/それぞれの職種にそれぞれに視点があり、チーム対応の大切さを感じた 等

■フォローアップ研修について

令和6年2月21日にオンライン・対面のハイブリットで開催 また、施設見学（ペガサス福泉中央こども園）も実施
参加者16名（うち3名は、施設見学のみ）

講義後アンケートを実施：コーディネーター同士の連携の場や実例が知りたい/医ケア児を受け入れられるこども園が少なく、働く保護者は事業所のみの利用になってしまう/既に親を中心とした支援が出来上がっている中の相談支援として参入することが多いのだが医療面の知識不足があり静観するしかないこともある。 など

令和 5 年度 大阪府医療的ケア児支援センター「医療的ケア児支援にかかる連携会議」の開催実績

【第 1 回】 2 次医療圏域会議

○開催日時等

- ＜豊能・三島・北河内圏域＞令和 5 年 8 月29日（火）午後 2 時～午後 4 時 TKP大阪梅田駅前ビジネスセンター
- ＜大阪市・堺市・中河内圏域＞令和 5 年 9 月 4 日（月）午後 2 時～午後 4 時 TKP大阪梅田駅前ビジネスセンター
- ＜南河内・泉州圏域＞令和 5 年 9 月19日（火）午後 2 時～午後 4 時 大阪母子医療センター

○議題

- （1）大阪府の医療的ケア児支援施策について （2）大阪府医療的ケア児支援センターについて （3）グループワーク：社会資源マップをつくろう

○ 参加人数実績

	市町村※		保健所		医療機関		合計	
	市町村数	人数	保健所数	人数	機関数	人数	機関数	人数
北部	14	30	8	11	6	11	28	52
中部	4	9	3	5	7	9	14	23
南部	19	44	5	12	3	6	27	62
合計	37	83	16	28	16	26	69	137

※医療的ケア児者等担当者、医療的ケア児等コーディネーター配置関係担当者、市町村医療的ケア児等コーディネーター

【第 2 回】 全体会議

○開催日時等

- 令和 6 年 2 月 1 日(木) 午後 4 時～午後 6 時 大阪府医師会館

○議題

- ＜講義＞三重県での医療的ケア児支援のネットワークの取り組み（みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック 院長 岩本彰太郎氏）
- ＜講義＞医療的ケア児等コーディネーターとしての活動報告～大東市版～」（大東市医療的ケア児等コーディネーター 松井昭憲氏）

○ 参加人数実績

	市町村※		保健所		医療機関		府教育担当課		合計	
	市町村数	人数	保健所数	人数	機関数	人数	課数	人数	機関数	人数
合計	31	80	18	25	25	38	1	2	75	145

令和５年度 大阪府医療的ケア児支援センター 調整延べ回数・相談件数

【調整延べ回数】																			
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		合計	
家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関	家族	関係機関
6	2	104	43	64	39	81	29	48	64	51	166	99	173	185	98	218	77	856	691
合計 8		147		103		110		112		217		272		283		295		1547	

【相談件数（新規・継続別）】																			
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		合計	
新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
6	0	24	5	17	16	25	17	17	11	16	28	20	36	30	26	23	31	178	170
合計 6		29		33		42		28		44		56		56		54		348	

※大阪府から提供を受けた資料を抜粋・追記

大阪府医療的ケア児支援センター等について

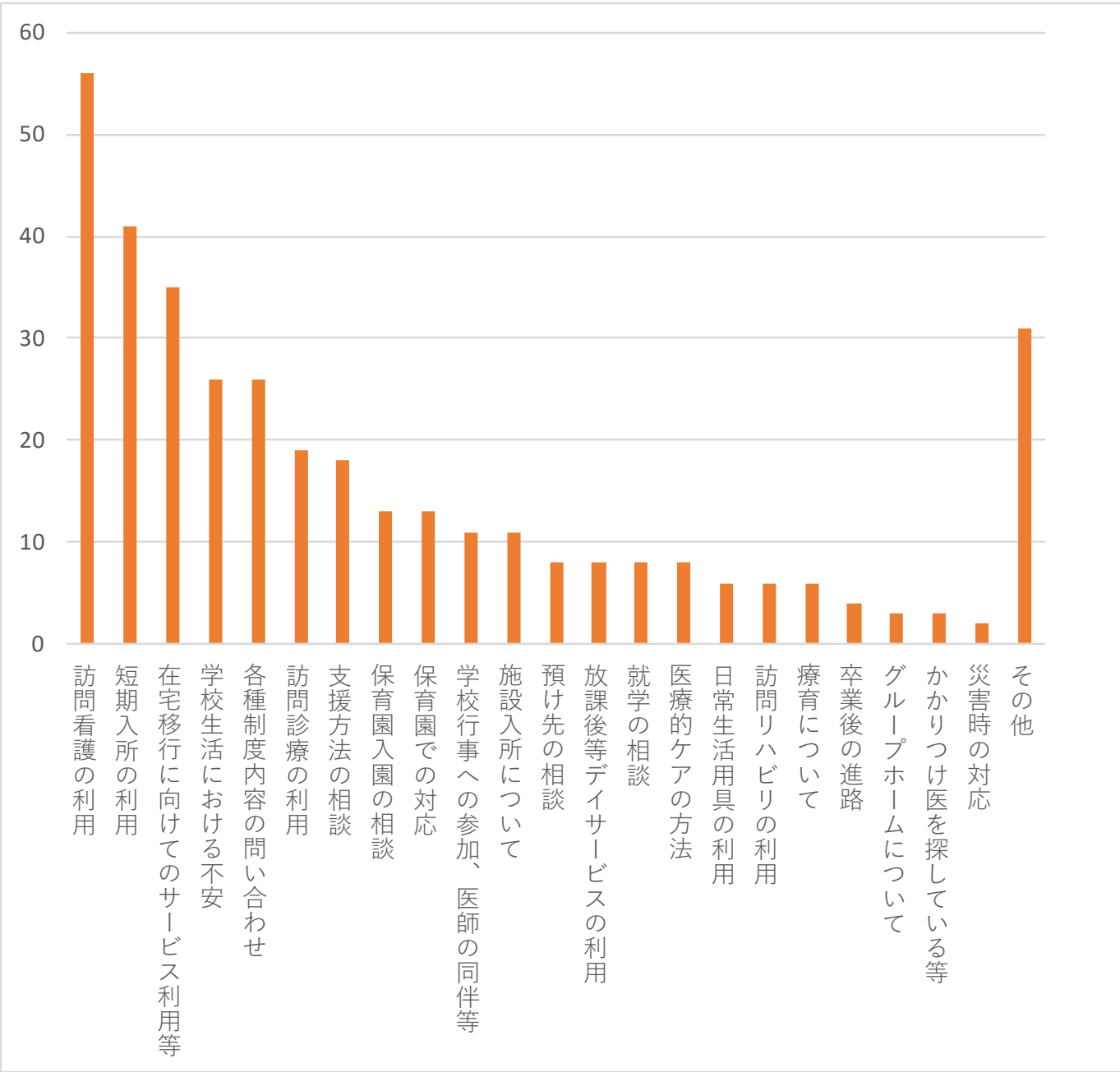
資料4-1

令和 5 年度 大阪府医療的ケア児支援センター 主な相談内容（令和 5 年 4 月～12月）

訪問看護の利用	56
短期入所の利用	41
在宅移行に向けてのサービス利用等	35
学校生活における不安	26
各種制度内容の問い合わせ	26
訪問診療の利用	19
支援方法の相談	18
保育園入園の相談	13
保育園での対応	13
学校行事への参加、医師の同伴等	11
施設入所について	11
預け先の相談	8
放課後等デイサービスの利用	8
就学の相談	8
医療的ケアの方法	8
日常生活用具の利用	6
訪問リハビリの利用	6
療育について	6
卒業後の進路	4
グループホームについて	3
かかりつけ医を探している等	3
災害時の対応	2
その他	31

合計 362 ※

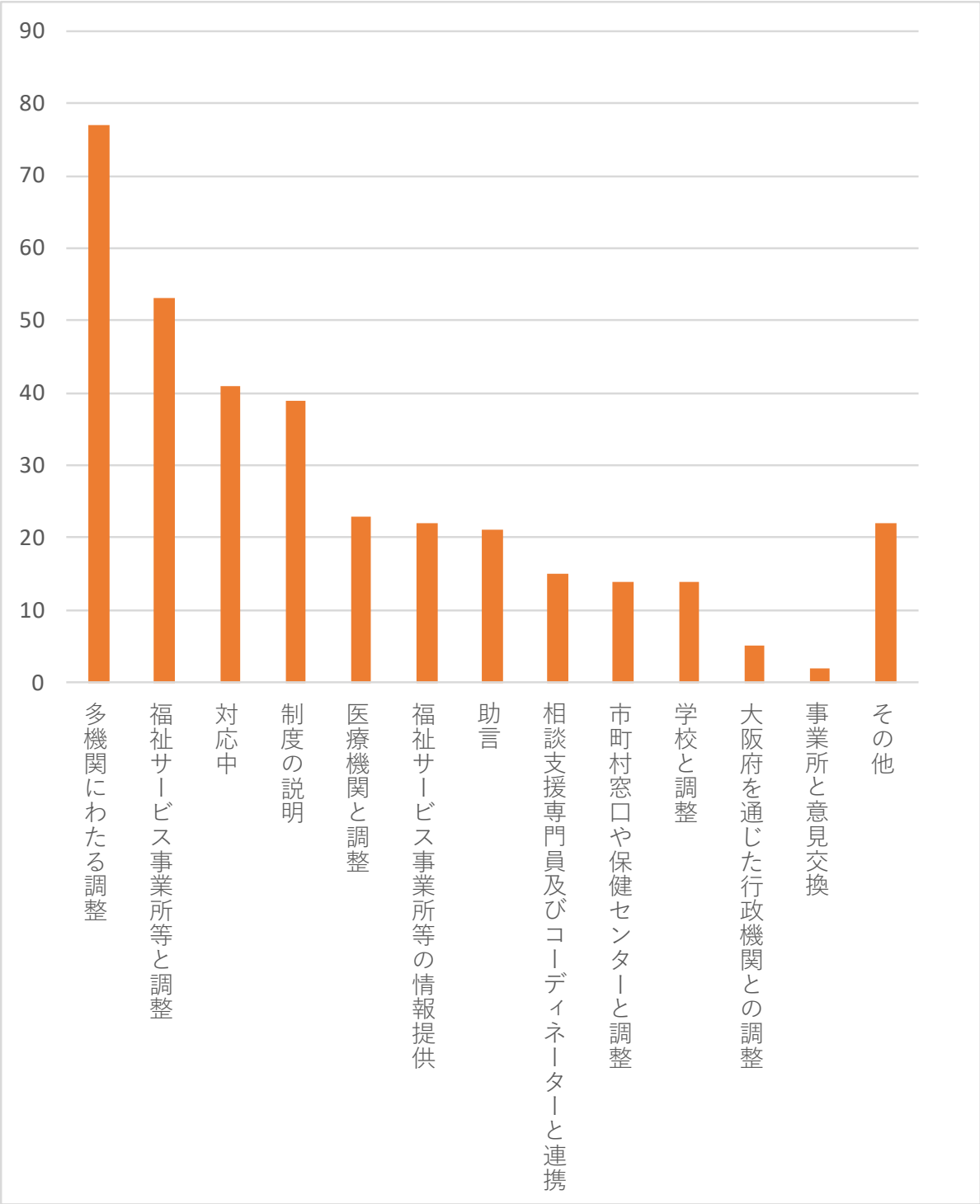
※ 調整回数を除く相談件数348件（令和 5 年 4 月～12月）をベースに、1 件につき複数の内容がある場合については複数記載している。



※大阪府から提供

令和 5 年度 大阪府医療的ケア児支援センター 主な対応内容（令和 5 年 4 月～12月）

多機関にわたる調整	77
福祉サービス事業所等と調整	53
対応中	41
制度の説明	39
医療機関と調整	23
福祉サービス事業所等の情報提供	22
助言	21
相談支援専門員及びコーディネーターと連携	15
市町村窓口や保健センターと調整	14
学校と調整	14
大阪府を通じた行政機関との調整	5
事業所と意見交換	2
その他	22
合計	348



※大阪府から提供